

震災関連情報

「震災税制特例法」③(消費税や登録免許税などに対する特例措置等)について

5、6月号に引続き、東日本大震災（以下、「震災」といいます。）の被災者支援の特例措置を紹介します。今回は消費税や登録免許税特例措置等についてです。

○ 概要

| 税制上の措置 | 概要 |
|--------------------------|--|
| 1 消費税関係（個人事業者用） | |
| 消費税課税事業者選択届出書等の提出 | 指定日までに消費税課税事業者選択（不適用）届出書等を提出した場合、本来の期限までに提出されたものとみなして、その適用を受ける（やめる）ことができます。 |
| 申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出 | 申告期限の延長に伴い、消費税の中間申告書と確定申告書の提出期限が重なる場合は、中間申告書の提出は不要です。 |
| 2 登録免許税関係 | |
| 被災した建物・船舶・航空機の再取得 | 建物・船舶・航空機が滅失したことにより代替物を取得した場合、所有権の移転登記等の登録免許税が免除されます。 |
| 3 自動車重量税関係 | |
| 被災自動車重量税の還付 | 震災により滅失、解体等を行った自動車は、車検残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。 |
| 被災自動車の使用者が取得する自動車の重量税 | 被災自動車の使用者が新たに取得した自動車は、最初に受ける自動車検査証の自動車重量税が免除されます。 |
| 4 個人事業者の所得税関係 | |
| 被災事業用資産の損失にかかる取扱 | 事業用資産の震災損失については、事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。 |
| 純損失の繰越控除 | 震災損失を有する方の平成23年に生じた純損失を、5年間繰越することができます。 |
| 被災代替資産等の特別償却 | 被災した資産（建物、機械等）に代替する資産を取得、または被災区域等で資産を取得し、事業の用に供した場合、特別償却ができます。 |
| 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税 | 被災区域内の土地・建物等、特定資産の買換えを行った場合などは、課税を繰り延べることができます。 |
| 5 印紙税関係 | |
| 特別貸付に係る消費貸借に関する契約書 | 地方公共団体・政府系金融機関等が、被災者に対して他の金銭貸付に比して特別に有利な条件で貸付を行う場合、「消費貸借に関する契約書」の印紙税が非課税となります。 |

| | |
|------------------------|--|
| 5 印紙税関係 | |
| 被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等 | 震災により滅失・損壊した建物の代替建物を取得する場合等において、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」、「建設工事の請負に関する契約書」の印紙税が非課税となります。 |

1. 消費税関係（個人事業者用）

（1）消費税課税事業者選択届出書等の提出

震災の被災者である事業者が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について、以下の適用を受けようとする場合、指定日までに所轄税務署に届出書を提出することにより、本来の提出時期までに提出されたものとみなされます。

- 消費税の課税事業者を選択する（またはやめる）こと
- 消費税の簡易課税制度の適用を受ける（またはやめる）こと

A. 対象者（震災の被災者である事業者）および指定日

- a. 宮城・青森・岩手・福島・茨城県（指定地域）に納税地を有する事業者は、別途国税庁告示で定める日が指定日。
- b. 税務署から個別に申告等の期限の延長について期日を指定された事業者は、その指定された日。
- c. その他被災事業者（例えば納税地が近畿地方で、指定地域内の事業所が震災被害を受けた場合など）は、別途国税庁告示で定める日が指定日。

B. 対象となる課税期間

被災日を含む課税期間以後の課税期間。

（2）申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出

申告期限の延長に伴い、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、その消費税の中間申告書の提出は不要です。

2. 登録免許税関係

建物・船舶・航空機が滅失したことにより代替物を取得した場合、所有権の保存・移転登記等の登録免許税が免除されます。対象期間は平成23年4月28日から平成33年3月31日までとなります。また、この免税措置の特例を受ける土地・建物・船舶・航空機の新築・取得等のための資金の貸付にかかる抵当権の設定登記についても、上記の所有権の保存・移転登記と同時に行う場合に限り、登録免許税が免除されます。

（1）被災した建物の建替え等の場合

震災により住宅や工場などの建物に被害を受けた方（法人も含みます）が、代替物として新築もしくは取得した建物の所有権の保存・移転登記。または、その建物の敷地の用に供する土地の所有権（地上権・賃借権）の移転（設定）登記。

（2）被災した船舶・航空機の再建造等の場合

震災により船舶・航空機に被害を受けた方（法人も含みます）が、代替物として建造もしくは取得した船舶・航空機の所有権の保存・移転登記（航空機の場合は新規登記も）。

注. この免税措置を受けるためには、登記・登録申請書に罹災証明書、被災証明書類などを添付しなければなりません。

3. 自動車重量税関係

(1) 被災自動車重量税の還付

震災により被害を受けて廃車となった自動車(自動車検査証有効期間内)の所有者の方は、運輸支局または軽自動車検査協会事務所に届出手続を行い、還付申請書を提出することにより、車検残存期間(平成23年3月11日から自動車検査証の有効期間満了日までの月数)に応じた自動車重量税の還付を受けることができます。なお、平成25年3月31日までの申請が必要です。

(2) 被災自動車の使用者が取得する自動車の重量税

被災自動車の使用者であった方が、平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に、新たに取得した自動車については、免税届出書を提出することにより、最初の自動車検査証の自動車重量税が免除されます。

なお、既に自動車重量税を納税してしまった方も、運輸支局または軽自動車検査協会事務所から「自動車重量税過誤納証明書」の交付を受け、所轄税務署に申請をすることにより自動車重量税の還付を受けることができます。

4. 個人事業者の所得税関係

(1) 被災事業用資産の損失にかかる取扱

平成23年分において、事業所得者が有する棚卸資産、事業用資産等の震災損失については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

(2) 純損失の繰越控除

事業用資産の震災損失を有する方の平成23年に生じた純損失の金額のうち、以下の分について、5年間繰越することができます。

A. 保有する事業用資産等に占める事業用資産の震災損失額の割合が1/10以上の方

a. 青色申告の場合

平成23年の純損失の金額。

b. 白色申告の場合

平成23年分被災事業用資産の損失金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額。

B. 上記A以外の方

事業用資産の震災損失による純損失の金額。

(3) 被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、被災代替資産等を取得して事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産の取得価額に、その取得時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

A. 震災により滅失・損壊した建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などに代わるものとして取得等をして事業の用に供した場合。

B. 建物、構築物、機械装置等の取得等をして、被災区域内で事業の用に供した場合。

注. 被災区域とは、震災により滅失した建物・構築物の敷地等の区域。

(4) 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの対象期間内に、以下の買換えを行った場合には、一定の要件の下で課税を繰り延べる買換えの特例を受けることができます。

A. 被災区域内での買換えまたは被災区域内から被災区域外への買換え

| 譲渡資産 | 買換え資産 |
|----------------------------------|-----------------|
| 被災区域内の土地等、建物・構築物（平成23年3月11日前に取得） | 国内にある土地等、減価償却資産 |

B. 被災区域外から被災区域内への買換え

| 譲渡資産 | 買換え資産 |
|------------------|--------------------|
| 被災区域外の土地等、建物・構築物 | 被災区域内にある土地等、減価償却資産 |

5. 印紙税関係

22ページの概要に記載の通り、印紙税が非課税となります。対象は平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成される契約書です。

注 意 事 項

掲載している優遇措置等は、「震災税制特例法」に基づく制度の概要や一般的な事項となっていますので、すべての被災者の方が適用になるとは限りません。また、詳細な内容の照会や個別のご相談は所轄の税務署に必ず行ったうえで、各種優遇措置の適用手続をご検討ください。なお、国税庁ホームページに制度内容の詳細や申請書の様式などが掲載されていますので、ご活用ください。